

答 申 第 5 4 号  
令和4年10月12日

仙台市教育委員会 御中  
(教育局教育人事部教職員課扱い)

仙台市個人情報保護審議会  
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年3月18日付けR3教教教第3469号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

##### 諮問第63号

- (1) 「平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で8番『事実認識』欄において、『平成〇年〇月〇日の父親との面談において、問い合わせがあった事実はない』としている。しかし、当方では、平成〇年〇月〇日はもとより、その日以前又はその日以降にも、〇〇〇〇と〇〇〇〇の件で、災害共済給付制度に係る問い合わせを重ねている。γ教頭は、平成〇年〇月〇日以前から学校側の窓口となり対応を求められてきたが、災害共済給付制度の対応についての悪質な放置を重ねてきた。仮に、γ教頭が、平成〇年〇月〇日に問い合わせを受けた件を失念していたとしても、その日以前から又はその日以降において、〇〇〇〇と〇〇〇〇の件で、繰り返し問い合わせを受け、学校長及び仙台市教育委員会教育長は、通院歴一覧及び説明文書を添えた通知書・督促状等文書を受け取っていることは紛れもない事実である。さらに、γ教頭の上司である学校長からは、『平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書』6番において、『平成〇年〇月〇日に面談した際の内容について、〇〇さんの登校に関する考え方についてのやりとりがあったことは事実であり、説明内容に一部誤りがありました。このことについて訂正の上お詫び申し上げます』などとγ教頭が故意に失念していたとする回答を得ている。そして、これまでにγ教頭は、平成〇年〇月〇日に行われた面談さえも否定を行ってきた。その上、平成〇年〇月〇日の面談の際に、当方から情報開示請求の結果得られた文書(証拠)を突き付けられて説明を受けても、平成〇年〇月〇日に行われた面談の内容等を否定し続けたのである。これらγ教頭が行ってきた不誠実な対応や虚偽報告等は悪質極まりない言動であり、決して許されるべき行為ではないはず

である。上記に記載があるγ教頭の虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為に係る学校及び市教委（教職員課）が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (2) 「平成○年○月○日、γ氏は、校長室で行われた参集者一同の前で、『虚偽報告』『虚偽回答』を行っている。公務員の嘘は、背信行為であり、『平成○年○月○日付けの校長名の文書』第6項において、学校長がそれを認め、当方に対して文書にて謝罪を行っている。当方では、このことについて、教職員課に対し、規定に沿った懲戒処分等を何度も求めてきた。この文書対応に関して、市教委（教職員課）が『放置・隠蔽を行うと決めた』会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (3) 「『【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』28番事実認識欄に、『平成○年○月頃、父親が教頭や当時の2学年主任に対して計画の提出を求め、校長が2学年主任及び当時の担任へ作成を指示した。母親との面談を踏まえ、○月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった』との記載があるが、『父親の新たな苦情』について、教頭及び学校が保有する記録文書又はそれらの保有する関係文書記録及び「γ教頭が行った『最終版の提示について、説明の機会を逸し保留とした』ことについては、明らかな職務怠慢及び職務放棄に当たる。当方では、『平成○年○月○日配慮に欠けたと認めた年賀状』と『配慮に欠けたと認めた学級だより』を受けて、被害生徒○○○○が心を痛めたことに係る『登校復帰計画』を求めているのである。そして、その後関連して『教員による不適切な行為によって、心を痛めて登校が出来なくなったことに係る、個別の指導計画』を求めているのである。当方では、上記に係るγ教頭の言動について、教職員課に対し、規定に沿った懲戒処分等を何度も求めてきた。この文書対応に関して、市教委（教職員課）が『放置・隠蔽を行うと決めた』会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 54 号  
(諮問第 63 号)

## 1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(3)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 31 年 3 月 11 日付け個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で 8 番『事実認識』欄において、『平成〇年〇月〇日の父親との面談において、問い合わせがあった事実はない』としている。しかし、当方では、平成〇年〇月〇日はもとより、その日以前又はその日以降にも、〇〇〇〇と〇〇〇〇の件で、災害共済給付制度に係る問い合わせを重ねている。γ教頭は、平成〇年〇月〇日以前から学校側の窓口となり対応を求められてきたが、災害共済給付制度の対応についての悪質な放置を重ねてきた。仮に、γ教頭が、平成〇年〇月〇日に問い合わせを受けた件を失念していたとしても、その日以前から又はその日以降において、〇〇〇〇と〇〇〇〇の件で、繰り返し問い合わせを受け、学校長及び仙台市教育委員会教育長は、通院歴一覧及び説明文書を添えた通知書・督促状等文書を受け取っていることは紛れもない事実である。さらに、γ教頭の上司である学校長からは、『平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書』6 番において、『平成〇年〇月〇日に面談した際の内容について、〇〇さんの登校に関する考え方についてのやりとりがあったことは事実であり、説明内容に一部誤りがありました。このことについて訂正の上お詫び申し上げます』などとγ教頭が故意に失念していたとする回答を得ている。そして、これまでにγ教頭は、平成〇年〇月〇日に行われた面談さえも否定を行ってきた。その上、平成〇年〇月〇日の面談の際に、当方から情報開示請求の結果得られた文書（証拠）を突き付けられて説明を受けても、平成〇年〇月〇日に行われた面談の内容等を否定し続けたのである。これらγ教頭が行ってきた不誠実な対応や虚偽報告等は悪質極まりない言動であり、決して許されるべき行為ではないはずである。上記に記載があるγ教頭の虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為に係る学校及び市教委（教職員課）が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (2) 「平成〇年〇月〇日、γ氏は、校長室で行われた参集者一同の前で、『虚偽報告』『虚偽回答』を行っている。公務員の嘘は、背信行為であり、『平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書』第 6 項において、学校長がそれを認め、当方に対して文書にて謝罪を行っている。当方では、このことについて、教職員課に対し、規定に沿った懲戒処分等を何度も求めて

きた。この文書対応に関して、市教委（教職員課）が『放置・隠蔽を行うと決めた』会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録」

- (3) 「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」  
28 番事実認識欄に、『平成〇年〇月頃、父親が教頭や当時の 2 学年主任に対して計画の提出を求め、校長が 2 学年主任及び当時の担任へ作成を指示した。母親との面談を踏まえ、〇月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった』との記載があるが、『父親の新たな苦情』について、教頭及び学校が保有する記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」及び「γ教頭が行った『最終版の提示について、説明の機会を逸し保留とした』ことについては、明らかな職務怠慢及び職務放棄に当たる。当方では、『平成〇年〇月〇日配慮に欠けたと認めた年賀状』と『配慮に欠けたと認めた学級だより』を受けて、被害生徒〇〇〇〇が心を痛めたことに係る『登校復帰計画』を求めているのである。そして、その後関連して『教員による不適切な行為によって、心を痛めて登校が出来なくなったことに係る、個別の指導計画』を求めているのである。当方では、上記に係る γ 教頭の言動について、教職員課に対し、規定に沿った懲戒処分等を何度も求めてきた。この文書対応に関して、市教委（教職員課）が『放置・隠蔽を行うと決めた』会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録」

### 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付申請の手続きを当時の〇〇中学校の教頭が故意に失念したこと及び平成〇年〇月〇日の面談において同制度についての問い合わせがあった事実はないと虚偽報告を行っていたことに係る記録について（対象個人情報のうち 2 (1) 関係）

「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）の通番 8 番「事実認識」欄には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について「平成〇年〇月〇日の父親との面談において、問い合わせがあった事実はない」という記述がある。しかしながら、請求人側は、平成〇年〇月〇日はもとよりその前後にも給付申請手続きをするよう当時の〇〇中学校の教頭に繰り返し求めており、また、学校長と教育長に対しても、平成〇年度と平成〇年度分の通院歴一覧を添えて説明文書を送付している。しかしながら、請求人側の要望について教頭は故意に失念したうえ、平成〇年〇月〇日の面談の内容も否定する虚偽報告を行ったのである。

当時の〇〇中学校の教頭は、請求人側からの文書を受け取った学校長と教育長から、本件について対応するよう指示を受けていたことは社会通念に照らして考えても当然といえる。また、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 7）には平成〇年〇月〇日に面談した際の内容について「〇〇さんの登校に関する考え方についてのやり取りがあったことは事実であり、説明内容に一部誤りがありました」と記載されており、教頭が平成〇年〇

月〇日の面談の内容を否定する虚偽報告を行ったことは実施機関も認めている。

これらは悪質極まりない言動であり、決して許されるべき行為ではなく、請求人側は問い合わせを再三行っている。実施機関がこれらを受けて事情聴取等を行い、その記録を残すことは教職員として当然の業務である。

- (2) 平成〇年〇月〇日の面談において当時の〇〇中学校の教頭が虚偽報告及び虚偽回答を行ったことについて実施機関が放置・隠蔽を行うと決めた会議録等について（対象個人情報のうち2(2)関係）

平成〇年〇月〇日、当時の〇〇中学校の教頭は、校長室で行われた面談において「虚偽報告」「虚偽回答」を行っている。公務員の嘘は背信行為であり、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）において、学校長がそれを認め、請求人側に対して謝罪を行っている。教員による不適切な行為等の事実を認める回答を行っているのだから、実施機関が具体的にどのような対応をしてきたのかが分かる文書が残っているはずである。

また、このことについて請求人側は問い合わせを再三行っており、本来であれば、教職員課が当該事案の事実関係を確認した時点で適切な対応をとるはずであるが、未だに対応がとられていない。当該事案について実施機関が「放置・隠蔽してきたこと」は、社会通念に照らして考えても当然といえる。よって、市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて「本事案について放置・隠蔽を行う」等と決めた会議記録が存在するはずである。

- (3) 個別の指導計画についての「父親の新たな苦情」に係る記録文書及び「最終版の提示は、…説明の機会を逸し、保留となった」ことは当時の〇〇中学校の教頭の明らかな職務怠慢及び職務放棄にあたり、このことについて実施機関が放置・隠蔽を行うと決めた会議録等について（対象個人情報のうち2(3)関係）

【〇〇〇〇関連】『平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実認識、これまでの経緯等』（開示資料番号95）の通番28番の「事実認識」欄において、個別の指導計画について「平成〇年〇月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった」と記載があることから、「父親の新たな苦情」についての記録文書が存在することは、社会通念に照らして考えても当然といえる。

また、「最終版の提示は、…説明の機会を逸し、保留となった」ことは当時の〇〇中学校の教頭の明らかな職務怠慢及び職務放棄にあたり、「懲戒規定に該当の案件」である。このことについて請求人側は問い合わせを再三行っており、本来であれば、教職員課が当該事案の事実関係を確認した時点で適切な対応をとるはずであるが、未だに対応がとられていない。当該事案について実施機関が「放置・隠蔽してきたこと」は、社会通念に照らして考えても当然といえる。よって、市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて「本事案について放置・隠蔽を行う」等と決めた会議記録が存在するはずである。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 請求人がその存在を主張する、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付申請の手続きを当時の〇〇中学校の教頭が故意に失念したことに係る記録について（対象個

## 人情報のうち2(1)関係)

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、児童生徒が学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度である。支給申請は、学校の設置者（市教育委員会）を経由して行うこととされている。申請者（保護者）は医療機関等が作成した医療費の証明書類を学校に提出し、学校は当該証明書類と事故の発生状況の報告書を設置者に提出する。その後、設置者が独立行政法人日本スポーツ振興センターにこれらの情報を基に申請を行うこととなっている。

請求人の父は、〇〇中学校及び市教育委員会に対して、平成〇年〇月〇日付けで請求人の兄及びその家族が要した治療費と通院費の賠償を求める文書を送付し、その後複数回にわたって、請求人の疾病についても独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象に該当するとして同様に手続きを進めてほしいと要望している。平成〇年〇月〇日には、請求人の医療費及び医療機関までの交通費を一覧形式でまとめた文書と、請求人の疾病は学校管理下の事故が原因であると主張する文書が送付されたが、これは、請求人の疾病は学校管理下の事故が原因であるという請求人の父の主張を一方的に述べたものであり、医学的な判断を示す診断書や、医療機関及び交通機関が発行した領収書といった、給付対象であると判断するに足りるものではなかった。

このことに加え、実施機関は、請求人側からの文書を受け「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付け学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）のとおりこれまでの経過を確認したが、請求人の疾病は当該制度の定める学校管理下の事故が原因ではないと判断したことから、当該制度の給付対象外であるとして、支給申請を行わなかった。このことについては、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）において請求人の父及び母に対し既に回答している。

実施機関は、給付申請の手続きを行わなかったのは上記の判断によるものであって、当時の〇〇中学校の教頭が故意に失念したのではないと認識している。また、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）の送付後に請求人の父から繰り返し行われた申立においても、認識を改める必要があると思われるような新たな事実が示されることもなかった。したがって、当該事案についての記録等は作成しておらず、不存在である。

- (2) 請求人がその存在を主張する、当時の〇〇中学校の教頭が平成〇年〇月〇日の面談において独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度についての問い合わせがあった事実はないと虚偽報告を行っていたことに係る記録について（対象個人情報のうち2(1)関係)

実施機関は、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付け学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）の通番8番の「事実認識」欄のとおり、平成〇年〇月〇日の父との面談においては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について問い合わせがあった事実はないと認識しており、このことについては「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）により既に請求人の父及び母に対し回答を行っている。

請求人は、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）中の「平成〇年〇

月〇日に〇〇〇〇様及び〇〇〇〇様と面談した際に、〇〇〇〇様から、γ教頭と平成〇年〇月〇日に面談した際の内容について確認がありましたが、平成〇年〇月の面談の際に、〇〇さんの登校に関する考え方についてのやり取りがあったことは事実であり、説明内容に一部誤りがありました」という記述から、当時の〇〇中学校の教頭が平成〇年〇月〇日の面談の内容を否定する虚偽報告を行ったことを実施機関は認めていると主張しているが、これは当該面談において請求人の登校に関する考え方についてのやり取りがあったことを事実と認めたものであって、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度についての問い合わせがあったと認めたものではない。

上記のことから、実施機関は、当時の〇〇中学校の教頭の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る虚偽報告は存在しないと認識している。また、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）の送付後に請求人の父から繰り返し行われた申立においても、認識を改める必要があると思われるような新たな事実が示されることもなかった。したがって、当該事案についての記録等は作成しておらず、不存在である。

(3) 請求人がその存在を主張する、平成〇年〇月〇日の面談において当時の〇〇中学校の教頭が虚偽報告及び虚偽回答を行ったことについて実施機関が放置・隠蔽を行うと決めた会議録等について（対象個人情報のうち2(2)関係）

請求人は、平成〇年〇月〇日の面談において当時の〇〇中学校の教頭が虚偽報告及び虚偽回答を行い、このことについて実施機関が放置・隠蔽を行うと決めたとして、当該決定に係る会議録等が存在すると主張している。

実施機関において、開示請求を受けて該当する文書を探したものの、平成〇年〇月〇日の面談における当時の〇〇中学校の教頭の虚偽報告及び虚偽回答の有無並びに実施機関においてこれを放置・隠蔽を行うとした決定の有無を含め、これらに係る事実を確認することができる記録等はなく、不存在であった。

請求人は、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）中の記述を根拠に、平成〇年〇月〇日の面談において当時の〇〇中学校の教頭が虚偽報告及び虚偽回答を行ったと主張しているが、これは、平成〇年〇月〇日の面談時に、請求人の父及び母から平成〇年〇月〇日の面談の内容について確認があった際説明内容に一部誤りがあったことを謝罪したものであり、平成〇年〇月〇日の面談において当時の〇〇中学校の教頭が虚偽報告及び虚偽回答を行ったことを認めたものではない。

事実を確認できる記録が存在しないことから、実施機関は、平成〇年〇月〇日の面談において当時の〇〇中学校の教頭が虚偽報告及び虚偽回答を行った事実はないと認識している。また、請求人側からは虚偽報告及び虚偽回答について具体的な内容が示されておらず、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）の送付後に請求人の父から繰り返し行われた申立においても、認識を改める必要があると思われるような新たな事実が示されることもなかった。したがって、実施機関は、これらの事案について放置・隠蔽を行うと決めた会議も開催しておらず、当該会議に係る記録等も不存在である。

なお、平成〇年〇月〇日の面談時の説明内容に一部誤りがあったことについては、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）のとおり謝罪を行っており、実施機

関としては適切に対応し解決したものと認識している。

- (4) 個別の指導計画についての「父親の新たな苦情」に係る記録文書について（対象個人情報のうち2(3)関係）

請求人は、個別の指導計画について、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）の通番28番から31番の「事実認識」欄に「父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった。」という記述があることから、「父親の新たな苦情」に係る記録文書が存在すると主張している。

苦情の内容については、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）の通番28番から31番の「対応状況」欄及び「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号92）の記載内容から確認でき、これ以外に「父親の新たな苦情」に係る記録文書は作成していない。

「父親の新たな苦情」は、請求人の父から送付された多数の文書において申し立てられたものであり、〇〇中学校においてはこれらの文書を参照することによって苦情の内容を把握していた。実施機関において「父親の新たな苦情」について上記以外に記録を作成する必要は特段なかったことから、請求に係る個人情報を記載した公文書は不存在である。

なお、いずれの文書も、別途なされた請求人からの請求に基づき既に開示している。

- (5) 請求人がその存在を主張する、個別の指導計画について「最終版の提示は、…説明の機会を逸し、保留となった」ことは当時の〇〇中学校の教頭の明らかな職務怠慢及び職務放棄にあたり、このことについて実施機関が放置・隠蔽を行うと決めた会議録等について（対象個人情報のうち2(3)関係）

請求人の個別の指導計画は、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）の通番28番から31番の「事実認識」欄のとおり、平成〇年〇月頃に父の要望を受け、〇月頃には原案を作成したが、最終版の提示は父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し一度保留となった。その後作成を進め、平成〇年〇月〇日には請求人及び請求人の母との面談において提示している。

個別の指導計画の作成の要望を受けてから請求人等に提示するまで約7か月要しているが、実施機関は、この遅れは請求人の父から多数の文書において申し立てられた個別の指導計画の内容や体裁に関する苦情に逐次対応する必要があったことが原因であって、当時の〇〇中学校の教頭の職務怠慢及び職務放棄が原因ではないと認識している。よって、実施機関は、これらの事案について放置・隠蔽を行うと決めた会議も開催しておらず、当該会議に係る記録等も不存在である。

## 5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人が写っていなかった。



- (2) 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、「請求人の分は除いてよい」と話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級だよりにまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。
- (3) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、担任教諭によるいじめ（上記(1)及び(2)の事案）について、当該事案は学校管理下の事故であるため独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるはずであること、このことについて平成〇年〇月〇日の当時の〇〇中学校の教頭との面談において問い合わせを行っていること、また、請求人に対し「個別の指導計画」の作成等の配慮をするようこれまで再三訴えてきたが、教頭は適切な対応を怠ったことを主張する文書が送付された。
- (4) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、当時の〇〇中学校の教頭が平成〇年〇月〇日の面談の場において「平成〇年〇月〇日の面談では請求人の話は一切出ず、請求人の兄に関する相談しか受けていない」と証言したことについて、これは虚偽報告であるとして教員の処分を求める文書が送付された。
- (5) 上記(3)の文書を受け、〇〇中学校は、回答書の作成のため請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を作成した。当該文書には、学校側の事実認識として、「平成〇年〇月〇日の父との面談において、（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について）問合せがあった事実はない」こと、「請求人の疾病について学校ではその詳細を把握しておらず、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付対象であるとは判断できない」こと、また、個別の指導計画について「〇月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった」ことを記載した。
- (6) その後〇〇中学校は、上記(5)の文書を基に作成した「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 7）により、上記(4)の文書への対応と併せて請求人の父及び母に対し回答した。当該文書には、「平成〇年〇月〇日に請求人の父及び母と面談した際に、当時の〇〇中学校の教頭と平成〇年〇月〇日に面談した際の内容について確認があったが、平成〇年〇月の面談の際に、請求人の登校に関する考え方についてのやり取りがあったことは事実であり、説明内容に一部誤りがあった」こと、「これまでの経過から、請求人の疾病は（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の定める）学校管理下の事故が原因であるとは認識していないため、支給申請をすべきであるという要望には応じられない」ことを記載した。

## 6 審議会の判断

- (1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は既に開示したものの以外には作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 55 号から同第 57 号までの審議の過程、また、請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号まで並びに同第 53 号及び同第 54 号の審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族（請求人を含む）への対応に関係する全ての記録を確認した。

ウ ○○中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

## (2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 63 号)

年 月 日	内 容
令和 4. 3. 18	・ 諮問を受けた
4. 3. 22	・ 実施機関（教育局教育人事部教職員課）から弁明書の提出を受けた
4. 3. 25 ～ 4. 3. 27	・ 請求人から反論書の提出を受けた
4. 3. 29 (令和3年度第10回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 4. 18	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
4. 6. 2 (令和4年度第1回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
4. 6. 28 (令和4年度第2回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った